

令和8年第1回定例会会議録（第8号）

令和8年3月25日

○出席議員（25名）

1番 塩手悠太
3番 中村 悟
5番 谷口和美
7番 小野佳子
9番 美馬恭子
11番 安部一郎
13番 森 大輔
15番 森山義治
17番 加藤信康
19番 松川章三
21番 黒木愛一郎
23番 野口哲男
25番 泉 武弘

2番 石田 強
4番 森 裕二
6番 重松康宏
8番 日名子敦子
10番 阿部真一
12番 小野正明
14番 三重忠昭
16番 穴井宏二
18番 吉富英三郎
20番 市原隆生
22番 松川峰生
24番 山本一成

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長野恭紘	副 市 長	阿部万寿夫
副 市 長	岩田 弘	教 育 長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田 亨	総 務 部 長	竹元 徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺 裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南 剛	建 設 部 長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防 災 局 長	大野高之
教 育 部 長	矢野義知	消 防 長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財 政 課 長	河野文彦

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第 8 号）

令和 8 年 3 月 2 5 日（水曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する予算決算特別委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第 3 7 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 3 報告第 1 号 弾力条項の適用について
報告第 2 号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第 1 号 別府市議会議員定数条例及び別府市議会委員会条例の一部改正について
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 議会運営委員会委員の選任

○本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 6（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 8 号により行います。

日程第 1 により、上程中の予算決算特別委員会に付託された議案 14 件に対する予算決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長から報告を願います。

（予算決算特別委員会委員長・森山義治登壇）

○予算決算特別委員会委員長（森山義治） 予算決算特別委員会は、去る 3 月 4 日の本会議において付託を受けました議第 7 号令和 8 年度別府市一般会計予算など予算議案 9 件、及び議第 16 号別府市職員の給与に関する条例の一部改正についてなど条例議案 5 件の計 14 議案について、3 月 11 日から 13 日の 3 日間にわたり委員会を開会し、会派代表者質疑及び個人質疑において慎重な審査を行いましたので、当委員会での意見と審査結果について御報告をいたします。

令和 8 年度の一般会計当初予算について、鉄輪みらい創生事業、消防車、消防車両購入事業などの増加がありましたが、図書館等一体的整備事業、市民ホール整備事業、総合体育館改修事業などの減少により、対前年度比の増減率は 2.1%減の 644 億 3,000 万円となっております。

また、特別会計予算では、後期高齢者医療や地方卸売市場事業などの増額により、前年度比 0.3%増加し、299 億 5,400 万円となっております。

一方、公営企業会計予算規模については、水道事業会計は、耐震化事業を含む配水管整備事業等の増額により、対前年比 4 億 5,646 万円増の 38 億 6,594 万 3,000 円、公共下水道事業会計は処理場整備事業、（中央浄化センター機械等更新事業）の減額により、対前年比 5 億 6,642 万 8,000 円減の 32 億 8,526 万 1,000 円、競輪事業会計は開催関係及び競輪投票ポータルサイト関係経費等の増額により、対前年比 26 億 7,385 万 3,000 円増の 376 億 1,759 万 7,000 円となっております。

初めに、議第 7 号令和 8 年度別府市一般会計予算についてです。本市の令和 4 年度以降の財政状況を見ると、地方債残高は年々増加し、一方で基金残高は減少しております。地方債残高や基金残高と密接な関係にある実質公債費比率、将来負担比率について、共に良好な数値を維持しているとの認識のようですが、現在の良好な指標は過去の蓄積の結果であり、現在の状況には強い危機感を持つ必要はあると考えます。複雑化・多様化する行政需要に対し、真に必要な施策への選択と集中による徹底した管理を行い、将来世代に過度な負担を強いることがないように、持続可能な行政サービスを確保することを求めます。

予算編成を行う上で、限られた財源の中、市民需要に応じるために慎重な編成作業を経て予算化していると推察しますが、別府市の単費だけでは執行困難な事業がある場合においては、地方債残高の推移について健全化判断比率等に留意し、計画的に運営していただくよう願います。

まず、歳入予算についてです。

主要な自主財源である市税については、給与所得の増による個人市民税の増加や市内法人数の増に伴う法人市民税の増加などにより、全体で前年度比 3.2%、約 5 億 1,000 万円の増収であるとの説明がありました。今後の予測困難な社会情勢の変化や増大する社会保障費、また、公共施設の老朽化対策に備える必要性など、コロナ禍後の税収増継続に甘んじることなく、財政調整基金をはじめとする基金残高を適正な水準で確保し、健全で規律ある財政運営に努めるよう求めます。

続いて、歳出予算における個別事業についてです。

デジタル・ガバメント推進に要する経費では、デジタル・ガバメント推進計画に基づき、業務量の削減と適正な職員配置を図り、組織全体の生産性向上につなげていきたいと説明

がなされました。DXの推進については、単なるシステムの電子化にとどまらず、業務効率化や市民サービスの向上につながるよう、また、将来的な職員の適正配置や、中長期的な人件費の抑制にどのような効果をもたらすのか、明確なロードマップと数値目標を示すよう要望します。

児童健全育成に要する経費では、夏休みの児童クラブ運営事業について、市民アンケートの結果に基づき設置する夏休みの児童クラブについて、夏休みに子どもの居場所を確保するため、児童クラブを開設することは望ましいことであるが、慣れない環境で過ごす子どものストレス軽減対策について十分配慮すること、委託する民間事業者と連携を取りながら、保護者の声に耳を傾け事業を進めていただくことを要望します。

また、母子健康相談・教育に要する経費のうち、別府ウェルネス産後ケア事業では、出産後に悩みを抱える母親が気軽に相談でき、継続してケアを受けることができる支援体制の維持を求めます。

温泉維持補修に要する経費のうち、新湯治・ウェルネス推進事業について、拠点施設に給湯する温泉のインフラ整備の一つとして、新湯治・ウェルネス給湯施設等基本計画を策定することについては、拠点施設で使用する温泉の確保は本事業の屋台骨となる重要案件であることから、計画策定に当たっては、具体策が決まり次第、速やかに議会に報告するよう要望します。

図書館等複合施設管理運営に要する経費では、全体事業費約 51 億 2,000 万円の財源について、国庫支出金約 11 億 6,000 万円、地方債約 32 億 1,000 万円、基金約 6 億 7,000 万円、一般財源約 8,000 万円で、市の実質負担額は約 21 億 1,000 万円であることの説明がありました。多額の初期投資となる建設費に加え、開館後の維持管理費や運営費といったランニングコストについて、将来にわたる本市の財政負担を的確に見据え、施設の長寿命化や効率的な運営手法の検討など、持続可能な施設管理を強く求めます。

次に、議第 13 号令和 8 年度別府市水道事業会計予算及び議第 14 号令和 8 年度別府市公共下水道事業会計予算の主要な建設改良事業については、水道事業では、安全で安心できる水の安定供給に向けた取組、公共下水道事業では、生活排水の適切な処理による水環境保全に向けた取組を推進する予算編成を行った旨の説明がありました。

市民の命と生活を支えるライフラインである上下水道設備は、いつ起こるか分からない大規模災害に備え、耐震化を早急に推し進めるよう強く要望するとともに、事業の推進に当たっては、適正な基金管理の下、将来世代に過度な負担を残すことがないように、計画的かつ着実に実行していくことを求めます。

続いて、議第 15 号別府市競輪事業会計予算についてですが、競輪投票ポータルサイトの運用に当たり、基本的な運用は公営事業局で行うが、専門的な分野に関わる運用については委託する旨の説明がありました。本市の貴重な自主財源である競輪事業において、新たなポータルサイトの構築費用及び今後のシステム維持管理費の動向について、多額のシステム投資を行う以上、それが車券売上げの増加や新規ファンの獲得に結びつき、費用対効果が最大限発揮できるよう、戦略的なプロモーションの継続を求めます。

以上、14 件の議案に対し、委員の様々な意見、要望がなされた次第です。採決におきましては、議第 7 号令和 8 年度別府市一般会計予算、議第 8 号令和 8 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第 11 号令和 8 年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第 12 号令和 8 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、議第 23 号別府市国民健康保険税条例の一部改正についての 5 件については、一部の委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議第 9 号及び議第 10 号、議第 13 号から議第 15 号までの 5 件の予算議案、議第 16 号、議第 17 号、議第 19 号及び議第 28 号の 4 件の条例議案を合わせた 9 議案につきま

しては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、令和8年度予算は、市政運営方針である、誰一人残さず、みんなに光が当たるきめ細かな予算編成であると認識しています。特に、新湯治・ウェルネスの推進事業については、100年先を見据えた新たな挑戦の年と位置づけ、市民が幸せを実感できる持続可能でウェルビーイングなまちの実現に向け、市民にもその効果が分かるよう、引き続き丁寧な説明に努めることを要望します。

以上で、当委員会に付託を受けました議案14件に対する意見と、審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○9番(美馬恭子) おはようございます。日本共産党の美馬恭子です。

私は今回の予算の中で、議第7号令和8年度別府市一般会計予算、議第8号令和8年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第11号令和8年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第12号令和8年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、そして議第23号別府市国民健康保険条例の一部改正について反対いたします。

まず、議第7号令和8年度一般会計予算に関しましては、民生費の中で人権同和対策の中に負担金補助及び交付金とあります。その中に、全日本同和会県連合会別府支部補助金として230万4,000円が、部落解放同盟県連合会別府支部補助金として230万4,000円が予算されています。毎年予算として出されているようです。

しかし、1つの団体に市としてこれほどの予算を出し続けることに対しては大きな疑問があります。令和6年度の補助金等成果報告書の中では、この2つの団体への補助金に対しての総合評価としてはD評価が記されており、関係団体と協議しながら縮小していきとあります。しかし、現在も大きく縮小されることなく継続されています。別府市は人権問題啓発推進協議会として、人権啓発に対しての取組もしており、研修等もしています。大分市は部落解放同盟及び全日本同和会主催の研修会等への参加を中止し、大分県人権同和対策連絡協議会に関連する研修及び国が主催する研修に限定して、参加する方針へと転換しています。以上のことから考えても、一般の団体等に補助金を出し続けて研修活動を続けていく必要はないのではないかと考えます。

また、社会教育費の人権同和教育費の中にも、学校人権同和教育推進に要する経費として202万4,000円が予算として出されています。もろもろ合算しましても、約500万円以上がこの団体への補助金として出されていることに関しては、ぜひ改めていただきたいと考えています。

次に、議第8号令和8年度別府市国民健康保険事業特別会計と議第23号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

別府市の国民健康保険被保険者数は年々減少傾向にあり、現在は2万1,789名と、直近4年間で10.9%の減少です。令和5年度の統計を見ましても、被保険者数は後期高齢者への移行に伴い減少傾向です。しかし、被保険者数の中で高齢者が占める割合は40%を超えているのが現状です。

国民健康保険は農家や商店主、退職後の年金生活者などが加入している健康保険です。所得が低い方々が加入している健康保険、ところが、所得に比べて国保税はあまりにも高過ぎます。市役所や会社などで働く方の健康保険は、子どもが何人いても保険料は同じです。しかし、国民健康保険は家族の人数に応じて課税する均等割、平等割の合計で国保税の世帯税額が決まり、同じ所得の家族構成でも他の健康保険より国保税は約2倍高いとい

うことになります。

別府市の国保基金残高は約 160 億円、この基金の一部を取り崩し、国保税の大幅引下げを繰り返し求めてきました。しかし、4 月から被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収するとしています。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に乗せるということは、極めて異例な制度だと言えます。少子化対策の加速化プランの財源として、総額 3.6 兆円のうち 1 兆円をこの支援金で補おうとしています。子育て支援を本気で強化するならば、国庫負担で対応すべきです。

また、子育て支援は社会保障の対象ではありません。医療保険料を少子化対策に適用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的からも大きく逸脱していると言えます。議第 23 号に関しましては、子ども・子育て支援金が国保税の上乗せにならないようにと基礎課税額の所得割、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することに伴う条例改正であることも十分理解はしています。この点につきましては、評価はしております。しかし、今回の子ども・子育て支援金制度は 2026 年から 2028 年にかけて構築していく制度とされており、1 年ごとに払う金額が増える構造になっているとされています。今後の方向性もいまだはっきりしていません。この点を考えても、持続可能な子育て支援をしていくなれば、財源は全て国庫負担で対応すべきと考えます。

議第 11 号別府市介護保険事業特別会計予算は、2027 年には介護報酬改定です。3 年に一度の制度見直しの議論が進んでいます。利用料の 2 割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の生活援助などを自治体の総合事業に移行するなど、前回見送られた中身の議論が進められています。介護保険事業に関しての予算額は 138 億 8,100 万円と、補正額を下回っています。本年度の歳入合計額は、保険料収入の減少もあり、前年度と比較して 1 億 3,300 万円の減少となっています。しかし、介護サービス事業は高齢者の自立のためにも欠かすことはできません。特に、地域密着型の介護予防サービス事業、在宅支援事業などの拡充が必要です。その点を考えれば、今回の予算は決して十分であるとは言えません。

議第 12 号別府市後期高齢者医療特別会計予算は、2025 年問題以降、後期高齢者の増加に伴い、令和 6 年度が月額平均 7,082 円、7 年度は月額平均 7,192 円と年々増加傾向にあります。医療費の負担も大きくなります。年金収入、また年金だけでは厳しい現状の中で就労する、収入が入ってくれば自己負担限度額は上がります。これでは何のために働いているのか分からなくなってしまいます。

また、高額医療費も見直され、OTC 類似医薬品に関してもかなりの負担増となることでしょう。このように、年を重ねてもなお負担増に苦しめられる現状です。令和 4 年 10 月 1 日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療制度被保険者は、医療費の窓口負担割合が 2 割負担になりました。この窓口負担 2 割の方の負担を抑える配慮措置期間は令和 7 年 9 月で終了しました。ますます厳しくなる中、子ども・子育て支援金を上乗せして徴収するとしています。税でも保険料でもない新たな負担、公的医療保険に乗せるのはどう考えても異例であると考えます。

以上の点から、今回はこの 5 議案に関しては反対いたします。

○議長（小野正明） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第 7 号令和 8 年度別府市一般会計予算に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。

よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 8 号令和 8 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。

よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 11 号令和 8 年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。

よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 12 号令和 8 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。

よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 23 号別府市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。

よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 9 号令和 8 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第 10 号令和 8 年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第 13 号令和 8 年度別府市水道事業会計予算から議第 17 号別府市手数料条例の一部改正についてまで、議第 19 号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議第 28 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての以上 9 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上 9 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上 9 件については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により議第 37 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 37 号は、人権擁護委員として雨宮洋子氏を推薦いたしましたので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（小野正明） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 37 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、原案に対し、同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案に対し、同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により報告第 1 号弾力条項の適用について及び報告第 2 号市長専決処分についての以上 2 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿部万寿夫登壇）

○副市長（阿部万寿夫） 御報告いたします。

報告第 1 号は、令和 7 年度別府市競輪事業会計予算において、地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定により弾力条項を適用しましたので、議会に報告するものであります。

報告第 2 号は、市道上の事故ほか 4 件の和解及び損害賠償の額の決定等について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第 2 号の規定により議会に報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（小野正明） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 4 により、議員提出議案第 1 号別府市議会議員定数条例及び別府市議会委員会条例の一部改正についてを上程議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○17 番（加藤信康） ただいま上程されました議員提出議案第 1 号別府市議会議員定数条例及び別府市議会委員会条例の一部改正について、提出に至った経緯及び提案理由につきまして説明をさせていただきます。

令和 5 年 4 月の市議会議員選挙執行後、令和 5 年 6 月現在の議員任期において、議会運営委員会からの依頼により議会改革等推進研究会を設置し、議会改革について調査設定した 4 つの項目のうちの 1 つとして、議員定数、議員報酬、政務活動費を取り扱うこととなりました。

その後、令和 6 年度より議会改革の所掌事項を議会改革推進委員会に移行し、令和 7 年度に議員定数の調査研究を開始いたしました。議員定数については、議会基本条例第 23 条の規定に基づき、別府市議会の議員定数の在り方について、計 11 回にわたり委員会等を開催し、全国の他市議会のデータを調査研究、議会有識者による議員研修の開催、市内各団体と議員との意見交換、議員間による自由討議を全員協議会にて実施する等、様々な角度から調査研究を重ね、定数削減、現状維持、それぞれの立場の意見で協議を行ってまいりました。

これらの調査内容は、都度全議員へ周知した上で、各会派において、別府市議会に必要な議員定数の在り方を協議の上、最終意見を提出していただき、本委員会では、別府市議会の議員定数は、現在の定数 25 名から 1 名を減ずる 24 名とすることについて、令和 8 年第 1 回定例会において、別府市議会議員定数条例を改正し、次の一般選挙から適用すべきであるとの意見を委員会の結論として議長へ報告いたしました。

今回、議案として提出する理由は、この定数 1 名削減は、各会派から寄せられた意見で定数 1 名減を求める会派が最も多かったことはもとより、その根拠として、市の将来人口減少予測を考慮する必要があること、常任委員会を中心とした審査、政策立案機能の強化を図るために一定の議員定数が必要であること、また、議会機能を損なわず、市民の声を市政に届けることができる議員数が必要といった多様な意見バランスを考慮し、別府市議会の議会機能を最大限発揮するために必要な議員定数は 24 名であるとの判断から、議員提出議案として提案した次第であります。

また、別府市議会委員会条例については、議員定数削減に伴い、各常任委員会の定数を 9 人以内から 8 人へと改めようとするものであります。

以上が、各条例改正案を提案するに至った経緯及び提案理由となります。議員各位におかれましては、何とぞ提案の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第 1 号については委員会付託を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 1 号については委員会付託を省略し、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○25 番(泉 武弘) 私は議員の定数を削減することには賛成ですが、僅か 1 名削減には納得できません。なぜ 1 名に反対なのか、理由を明確にして討論をします。

最初に、私はこれまで議員定数削減にどのように取り組んできたか、報告させていただきます。令和 5 年 9 月 26 日、加藤信康議長に、令和 7 年 5 月 19 日、小野正明議長に別府市議会議員定数 5 名削減を求める要望書を提出いたしています。また、令和 7 年 8 月 6 日には、小野議長に議員定数の検討に当たり、市民アンケートの調査実施を求める要望書も提出いたしました。それは別府市議会基本条例第 23 条で、議会は議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情に合った定数を検討すると定めているからであります。基本条例に沿ってアンケートの実施を求めましたが、今日に至るまでアンケートは実施されていません。市民の意向を十分把握するには、市民アンケートの実施は避けて通れないと私は考えています。

議員定数削減を求める根拠は次のとおりです。議会構成の基本となる議員定数については、常に市民の生活状況など世相の変化に応じ、今の市議会の姿が妥当なものであるかを問い続けなければなりません。別府市議会は、平成 23 年に当時の 29 名から現在の 25 名と 4 名の定数削減を行って以来、既に 13 年が経過をしています。この間、全国における地方議会の議員定数の状況は、全国市議会議長会が発表している令和 4 年 12 月末現在の市議会議員定数に関する調査報告によると、別府市議会が現在の定数とした平成 23 年 4

月以降、この13年間に議員定数条例を見直した市は、全国815市区中574市区と70.4%に上り、このうち人口10万から20万市の149市中では91市と、61.1%が議員定数の削減を行っています。このことから見ても、本市議会において、議員定数を削減すべきであり、むしろ遅きに失したと言えます。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によると、別府市の将来推計人口は2035年には10万3,969人と、約10年後には本市の人口は10万人を割ることは目前になっていることは分かります。

そこで、本市議会の議員定数を検討するに当たって、議会のあるべき姿が世相の変化に対応することを考慮した場合、現在の人口ではなく、近い将来訪れることが間違いない5から10万人の人口規模を基準にすべきと私は考えます。この基準に基づいた場合、議長会の市議会議員定数に関する調査結果を参考にしますと、人口5万から10万人未満の市37市中1市当たりの議員定数は20.5人です。10年後には人口5万から10万未満の市が増える中、各市議会議員定数の削減の取組により、議員定数の平均はさらに少なくなっていることが予想されます。議員定数は、市の人口規模だけで判断するものではなく、市の面積・財政規模・産業形態なども含めて議論すべきとの指摘があることは十分承知していますが、地域を構成し、支えているのはそこに生活する住民であり、その住民自治の根幹をなす行政運営をチェックする議会の構成は、客観的な指標となる人口を基準に議員定数を検討すべきであると私は考えております。そして、議会のあるべき姿とは、現在の立ち位置でなく、議会が率先して将来を見据えた姿を示すべきです。

一方、議員の数が不足するのではという懸念については、私を含め個々の議員が資質を上げることによって、議会機能を維持することができます。私は既に2回にわたって、具体的に議員定数を5名削減すべきとして要望書を提出していますが、私1人で5名削減できないことも承知いたしています。それにしても、私の要望している5名との乖離が大き過ぎ、協議の対象にもなりません。大分県内14市の議員定数削減の取組状況を見ると、次のようになっています。3名減が1市、佐伯市です。2名減が10市、中津市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市となっています。議員の皆さん、なぜ別府市はたった1名なんですか。これには理解できないばかりか、市民の納得を到底得ることはできないと私は考えます。

一方、人口11万人から13万人台で、市議会議員数の少ない市を見ると大東市17名、松原市18名、羽曳野市18名、富田林市18名、白山市21名、多治見市21名となっていますが、これらの市で議会の監視機能の問題点が指摘されたとの記憶はありません。これまで全国県下の議員数を説明しましたが、別府市議会の1名削減は、私から見れば異常とも見えますが、皆さんは本当に1名削減に賛成できますか。

討論の最後に、2月18日、3月15日に新聞に掲載された日田市議会の議員削減に関する記事を紹介します。

日田市議会特別委員会が2名削減を決めたことに対し、自治会連合会は、現行22名から16名、6名削減を求める陳情書を議会に提出しました。さらに、日田商工会議所は9日に22名から15名に7名削減する提言書を市議会に提出しています。他市のこととは言いながら、この事実からも市民が議員定数に大変関心を持っていることが分かります。

「民、信なくば立たず」の言葉に代表されるように、市民の信頼がなければ政治はできません。これまで、私の議員定数削減の取組を信じて、一緒に行動してくれた市民の期待を裏切ることはできませんので、1名削減に反対を表明して討論を終わります。ありがとうございました。

○9番（美馬恭子） 議員提出議案に反対いたします。

私は、議員定数に関しては現状維持でよいと考えています。別府市の人口が減少傾向に

あるのは事実です。2026年2月時点で11万842人となっています。人口減少に伴い、議員定数も改正していくというのが今までの流れであったと思います。しかし、社会は複雑化し、多様化してきています。その中で、市民のニーズも多様化しています。1人の議員が多様な意見を聞き、発信していくためには、現在の議員定数でもかなり厳しいと思われます。

また、別府市議会では、女性議員は4名います。女性議員もですが、若者世代から熟年世代まで多様な議員がいることも大変必要です。議会には条例の制定・改廃、予算及び決算の審議、教育委員などの人事の同意、住民からの請願や陳情の処理など、地方公共団体としての重要な意思決定をし、行政の方向づけをするという大きな役割があります。そのためにも、議員数はある程度確保することが大切だと考えています。現時点でも、別府市の議員定数は、人口数の比率から見ても決して全国的にも多いとは言えないのが現状です。

以上のことから、今回の議員定数削減には反対いたします。

○議長（小野正明） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小野正明） 起立多数であります。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

最後に、日程第6により、議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、別府市議会委員会条例第7条第1項の規定により、5番谷口和美議員、14番三重忠昭議員、19番松川章三議員、20番市原隆生議員、23番野口哲男議員、24番山本一成議員、以上6名の方々を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、以上6名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

(議会運営委員会委員長・松川章三登壇)

○議会運営委員会委員長(松川章三) 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に、正副委員長の互選を行いました。委員長には私、松川章三が、副委員長には市原隆生議員が選任されましたので、よろしくお願いをいたします。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等につきまして、協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査に付することに決定をいたしました。

以上、先ほど開会、開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げますが、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(小野正明) 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例・規則等例規の制定・改廃に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく、議会運営委員会委員の任期中・閉会中の継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告のとおり議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項等については、議会運営委員会委員の任期中・閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、令和8年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小野正明) 御異議なしと認めます。

以上で、令和8年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会